

第1回 甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会

日時：平成23年9月18日（日）13：00～15：00

場所：八重洲富士屋ホテル 3階会議室「紅葉」

1 開 会

福島県立医科大学 器官制御外科学講座 教授 鈴木眞一

2 挨拶

福島県立医科大学 副学長 山下俊一

3 学外委員紹介

4 議 事

(1) 報 告

- ・ 県民健康管理調査の概要
- ・ 甲状腺検査の概要
- ・ 放射線医学県民健康管理センターについて

(2) 協 議

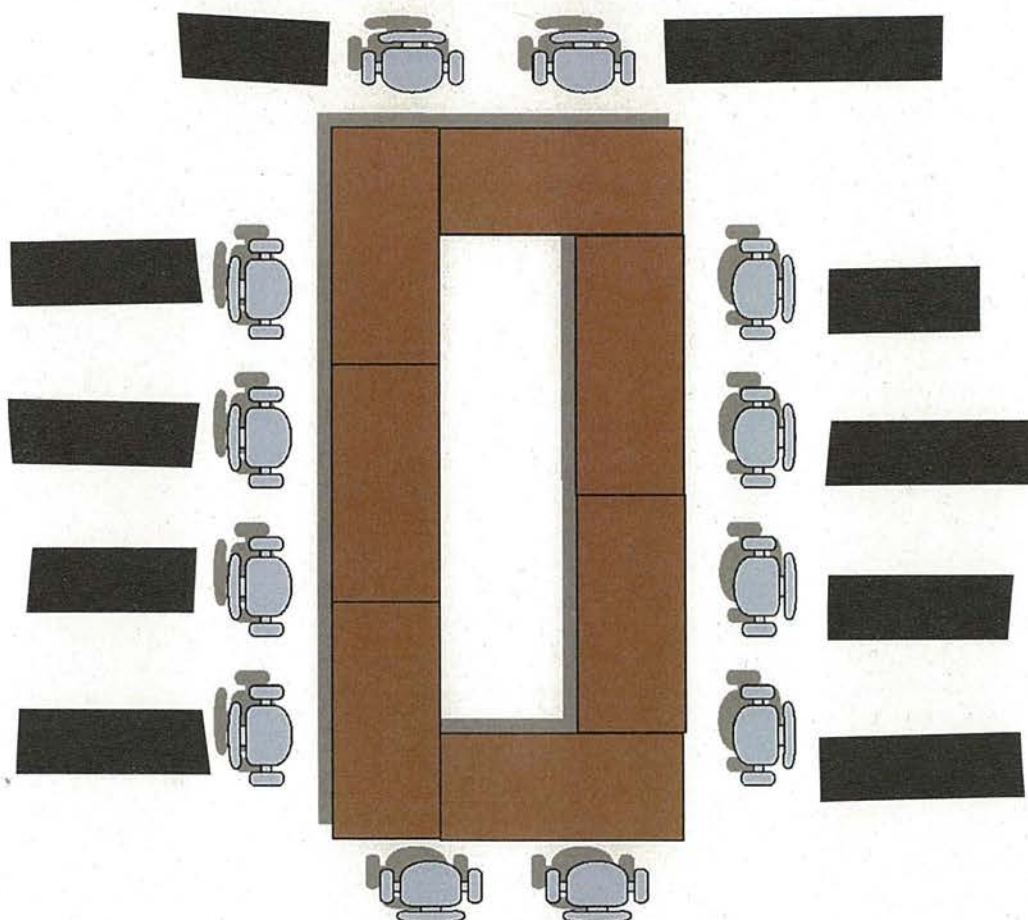
- ・ 一次検査での観察項目及びレポート
- ・ 一次検査施行者の適切な技術水準
(今後目標とするレベル及び現行で容認できるレベルについて)
- ・ 診断基準
- ・ 超音波診断のコンサルテーションボード
- ・ 細胞診の基準
- ・ 細胞診のコンサルテーションボード
- ・ 手術適応についての小委員会
- ・ 二次検査時の超音波レポートと追加検査項目
- ・ 二次検査施設の認定基準
- ・ 県外施設の認定（一次、二次）
- ・ メーリングリストの開設
- ・ 今後の学術的支援（講演会、講習会等）
- ・ 今後の検査への支援について
- ・ 超音波検査士の雇用
- ・ 地元医師会等との連携

(3) その他

5 閉 会

事務局

出入口



福島
医大
鈴木
眞一

福島
医大
山下
俊一

八重洲富士屋ホテル
3階「紅葉の間」

甲状腺検査専門委員会診断基準等検討部会

○ 委 員

所 属	職	氏 名

※五十音順

○ 福島県立医科大学

所 属	職	氏 名
公立大学法人福島県立医科大学	副学長	山下 俊一
公立大学法人福島県立医科大学 医学部器官制御外科学講座	教 授	鈴木 眞一
公立大学法人福島県立医科大学 医学部医療工学講座	准教授	福島 俊彦

放射線影響に係る県民健康管理の9月以降の実施体制について

阿部教育研究担当理事（県民健康管理全体総括）



放射線医学県民健康管理実施本部（法人組織に位置付け）

本部長： 阿部教育研究担当理事

副本部長： 下記センター長

その他、下記センターの副センター長、部門長、
副部門長、事務局次長で構成



放射線医学県民健康管理センター（大学内組織に位置付け）

センター長
副センター長

情報管理部門

部門長、副部門長、担当医師、臨床検査技師

疫学部門

部門長、副部門長、担当医師

臨床部門

部門長

副部門長（甲状腺担当）、副部門長（健康診査担当）

副部門長（こころの健康度担当）、副部門長（妊産婦担当）

担当医師、臨床検査技師、保健師（看護師）



専門委員会（甲状腺、健康診査、こころの健康度、妊産婦）

事務局次長



事務局（企画財務課）

県民健康管理調査

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

福 島 県
福島県立医科大学

「県民健康管理調査」について



福島県
福島県立医科大学

1 目的

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による県内の放射能汚染を踏まえて、長期にわたり県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康管理調査」を福島県立医科大学に委託し、実施しております。

この健康管理調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていくことを目的としております。

2 推進体制

放射線被ばく対応に関する有識者で構成する福島県「県民健康管理調査」検討委員会の指導・助言のもと、福島県と一体となり推進していきます。

また、福島県立医科大学では、9月1日に、放射線医学健康管理センターを立ち上げ、推進体制の強化を図りました。（図1 推進体制参照）

今後は、県民健康管理調査の進捗に併せて、順次組織の拡大・充実を図っていくこととしております。

3 調査スキーム

福島県「県民健康管理調査」は、全県民を対象に外部被ばく量の推定を目的とした「基本調査」と、健康状態の把握、健康被害の早期発見・早期治療を目的に健診を中心に行う「詳細調査」により構成されています。（図2 調査スキーム（イメージ）参照）

また、県民健康管理調査から得られた結果について、データベースを構築し、県民の長期にわたる健康管理と治療に活用するとともに、健康管理を通して得られた知見等を次世代に活用することとしております。

図1 推進体制

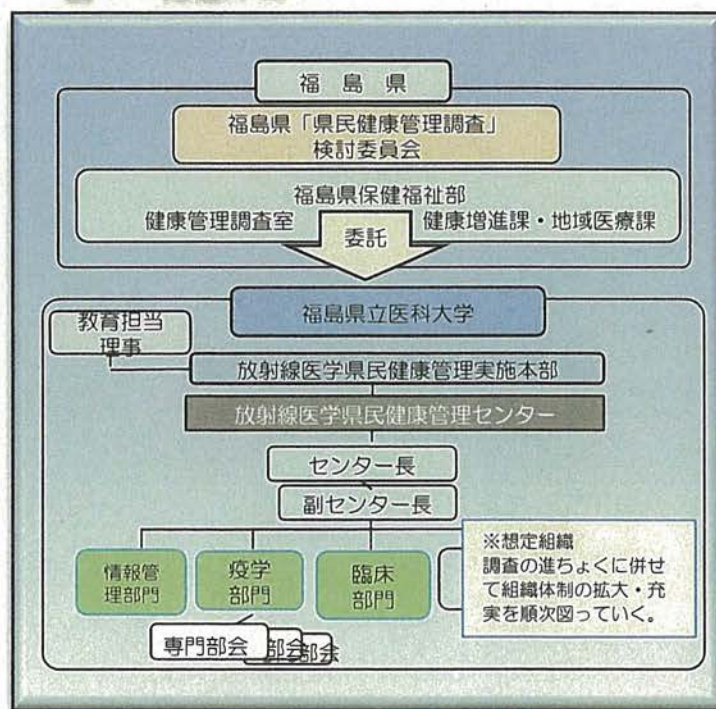
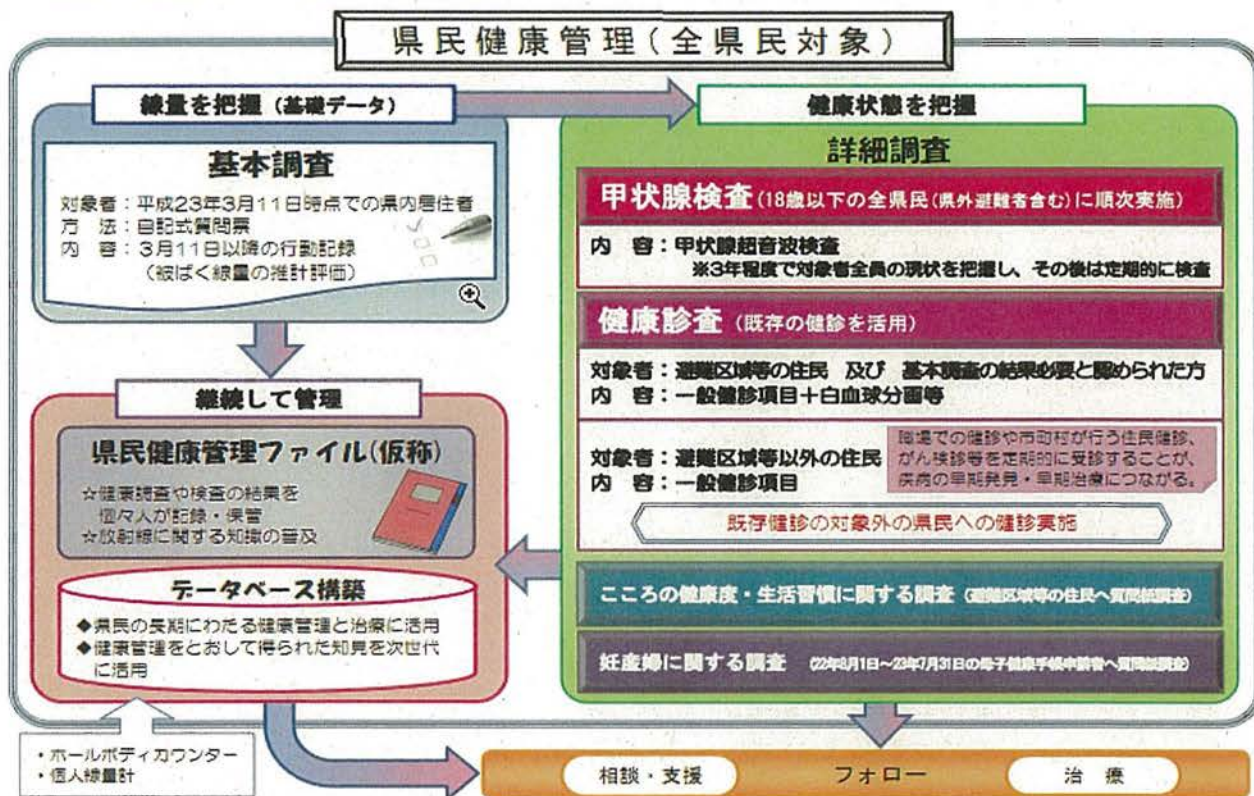


図2 調査スキーム（イメージ）



4 基本調査

平成23年3月11日の震災（以下「東日本大震災」という。）時点での県内居住者（全県民）を対象として、外部被ばく量を推定し、今後の健康管理の基礎資料とします。

具体的には3月11日から7月11日までの行動記録（図3問診票イメージ参照）を記載していただくこととしております。

7月より順次全県民に問診票を送付し、回答された問診票は、データ処理を行い、放射能医学総合研究所のご協力を得て、外部被ばく量を推定します。

年内には、問診票を回答いただいた県民に、外部被ばく量の結果を、分かりやすくお知らせすることとしております。

図3 問診票のイメージ

問診票へのご記入のしかた

※3月11日から25日まで1日ごとに書いてください。

2の記入例

3月11日 移動 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 県内、県外の居住地は現在場所、移動の場合は移動先（家・仕事など）を記入してください。学校や公共施設などの場合は、名称だけ記入してください。

② 県内の場合、居住地が未定の場合は①のコンクリートの場合は②に記入してください。

③ 県外にいた場合は、失印の欄に記入してください。

④ ペットの世話などで一時帰省した場合は、帰省理由を記入してください。

⑤ 県内で記入した避難先（通学先）と異なる避難先（通学先）の場合は、現在地をここに記入してください。

⑥ 福島県外に滞在した場合は、「県外」の欄に失印で現在地を記入してください。また、現在地は、市町村単位で記入してください。

3の記入例

※3月26日からは、居住地（現在地）を基本に記入してください。

3月26日 居住地 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 居住地（現在地）を基本に記入してください。避難先などの場合は、避難先を記入してください。

② 定期的な外出先（勤務先または通学先）を記入してください。①と異なる場合は、②に記入してください。

③ 外出先での滞在時間（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、③に記入してください。

④ 外出先での滞在回数（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、④に記入してください。

⑤ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑤に記入してください。

⑥ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑥に記入してください。

⑦ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑦に記入してください。

⑧ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑧に記入してください。

⑨ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑨に記入してください。

⑩ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑩に記入してください。

⑪ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑪に記入してください。

⑫ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑫に記入してください。

⑬ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑬に記入してください。

⑭ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑭に記入してください。

⑮ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑮に記入してください。

⑯ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑯に記入してください。

⑰ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑰に記入してください。

⑱ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑱に記入してください。

⑲ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑲に記入してください。

⑳ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、⑳に記入してください。

㉑ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉑に記入してください。

㉒ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉒に記入してください。

㉓ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉓に記入してください。

㉔ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉔に記入してください。

㉕ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉕に記入してください。

㉖ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉖に記入してください。

㉗ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉗に記入してください。

㉘ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉘に記入してください。

㉙ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉙に記入してください。

㉚ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉚に記入してください。

㉛ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉛に記入してください。

㉜ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉜に記入してください。

㉝ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉝に記入してください。

㉞ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉞に記入してください。

㉟ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㉟に記入してください。

㊱ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊱に記入してください。

㊲ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊲に記入してください。

㊳ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊳に記入してください。

㊴ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊴に記入してください。

㊵ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊵に記入してください。

㊶ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊶に記入してください。

㊷ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊷に記入してください。

㊸ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊸に記入してください。

㊹ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊹に記入してください。

㊺ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊺に記入してください。

㊻ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊻に記入してください。

㊼ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊼に記入してください。

㊽ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊽に記入してください。

㊾ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊾に記入してください。

㊿ 外出先での滞在曜日（1日あたり）を記入してください。①と異なる場合は、㊿に記入してください。

5 詳細調査

県民の健康状態を把握し、健康被害の早期発見、早期治療につなげるため、詳細調査を実施します。詳細調査は「甲状腺検査」、「健康診査」、「こころの健康度・生活習慣に関する調査」、「妊産婦に関する調査」から構成されています。

甲状腺検査

東日本大震災の時点で、0歳から18歳までの全県民（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者（県外避難者も含む。））を対象として、甲状腺超音波検査を実施します。

本年10月から平成25年度までを目途に、現時点での甲状腺の状況を把握するため、全県民の検査（先行検査）を行います。それ以後は、2年ないし5年ごとの節目に検査（本格検査）を行い、甲状腺の状態を継続的に確認し、生涯にわたり県民の健康を見守ることとしております。

健康診査

国が指定した避難区域等の市町村の居住者及び基本調査の結果必要と認められた方を対象として、長期的な健康管理を行うため、健康状態を把握し、生活習慣病の予防や早期発見、早期治療につなげることを目的に、健康診査を実施します。

職場の健康診断、市町村が実施する総合検診（特定健康診査）など、既存の健診を活用し、一般健診項目に白血球分画等を上乗せして実施することとします。

こころの健康度・生活習慣に関する調査

国が指定した避難区域等の市町村の居住者及び基本調査の結果必要と認められた方を対象として、こころの健康度や生活習慣に関する調査票により、現時点での健康状態を把握し、相談、支援の必要があると認められた方には、電話相談や訪問面接を実施します。

また、面接により医師の診察が必要と判断された方には、小児科、心身医療科等の協力を得ながら、支援することとします。

妊産婦に関する調査

東日本大震災の時点で妊娠されていた県内居住者（平成22年8月1日から平成23年7月31日までに母子健康手帳を交付された方（県外避難者も含む。））を対象として妊産婦に関する調査票により、放射線の影響による不安を把握し、支援の必要があると認められた方には、電話相談などの支援を行うこととします。

県民の皆様におかれましては、今回の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により、大変なご苦労やご心労、そして不安を抱えていらっしゃると思います。そこで、福島県では、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていくため「県民健康管理調査」を実施しております。

放射線による健康への影響については、現時点での放射線量等の状況から考えて極めて少ないと思われますが、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。

そのため、子どもたちの健康を長期的に見守り、本人や保護者の皆様に安心していただくため、18歳以下の全県民を対象に甲状腺の検査を実施します。

1 対象者

平成23年3月11日（震災時）に0歳から18歳までの全県民

具体的には

○平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた県内居住者

○県外への避難者も含みます。

※ 本検査は保護者の同意のもと実施いたします。

2 検査方法

甲状腺の超音波検査を実施し、しこり（結節性病変）等が認められた場合は、福島県立医科大学附属病院等において二次検査（採血、尿検査、細胞診等）を行います。

超音波検査は、ゼリーをつけた器械（2cmx5cm程度）を首に当てて甲状腺を検査するもので、5分程度で終了します。注射等と異なり、痛くもなく、また無害ですので安心して受診してください。

3 実施計画

平成23年10月から平成26年3月までに、先行検査として対象となる全県民に検査を行います。

また、平成26年4月以降は、本格検査として20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定です。

（※詳しいスケジュール等は次頁に記載しております。）

4 検査結果について

検査結果については、後日保護者の皆様に直接ご回答することとしております。

また、データは、個人が特定されない形で統計的に処理され、個人のお名前や検査結果が公表されることは一切ありません。

■スケジュール及び対象者

	事 項	時 期	実施場所	対 象 者
↑ 検査 1回目 ↓	先行検査	平成23年10月 ～11月	福島県立医科大学	計画的避難区域（以下「先行区域」という。）の対象者の一部（川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村）
	全 県 先行検査	平成23年11月 ～平成26年3月	保健センター、公民館、学校等の施設 （検討中） 〔福島県立医科大学医師等の派遣、県内外の医師等の協力により実施〕	先行区域内の未実施者及び先行検査以外の対象者
2回目 以降	全 県 本格検査	平成26年4月 以降	県内の検査拠点施設や県外の医療機関等	上記「対象者」全員 ※20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を実施

※全県先行検査以降の実施場所、対象者等については、後日、決定のうえ、お知らせします。

■福島県立医科大学で検査（先行検査）を受けられる対象者の皆様へ

- ・今回、都合により福島県立医科大学で検査を受けられない場合でも、平成23年11月以降、県内外の施設等で実施する先行検査において受診することができます。
また、県外へ避難されている方等におかれましては、今回福島県立医科大学で検査を受けることも可能ですが、後日県外においても同様の検査を受診できる体制を整えていく予定です。

【参考】甲状腺検査スケジュール

	実施場所	対象地域	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 以降
先行検査	福島県立医科大学	先行区域				
全 県 先行検査	保健センタ、 公民館、学校 等（検討中）	上記以外				
全県本格検査	未 定	全 県				

【お問い合わせ先】

- 県民健康管理調査全般に関するお問合せ
福島県保健福祉部 健康管理調査室
電話番号 024-521-8028（8:30～19:00）
- 甲状腺検査に関するお問合せ
福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター
県民健康管理調査事務局
電話番号 024-549-5130（9:00～17:00）

超音波検査レポート

I D

氏名

年齢

性

身長、体重

甲状腺

サイズ

右葉 x x mm

左葉 x x mm



結節

有り

なし

右 1, x mm, 2, x mm, 3, その他 個

峡部 1, x mm, 2, x mm, 3, その他 個

左 1, x mm, 2, x mm, 3, その他 個

びまん性種大

有り

なし

血流 なし、中等、亢進

甲状腺；低エコー、等エコー、高エコー

甲状腺欠損 右葉、左葉

甲状腺以外の異常

リンパ節種大

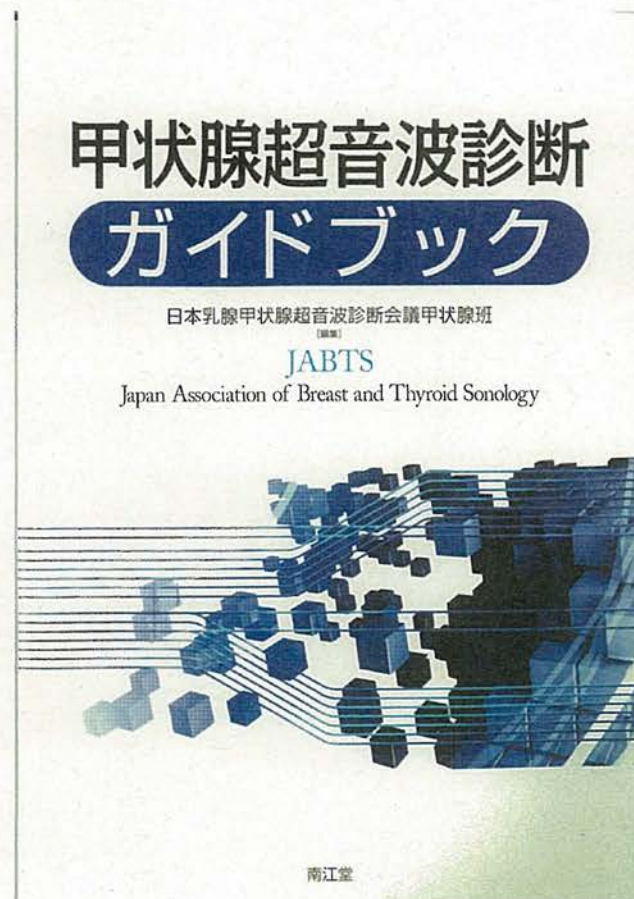
副甲状腺腫

その他

機器の条件、操作法 -1

A. 使用装置

- リアルタイム超音波診断装置を用いる。
- 電子リニア方式(電子マイクロコンベックス方式を含む)
- 7.5MHz以上(できれば10MHz以上)が望ましい。
- 血流情報が評価可能なドプラ機能を備えていることが望ましい。



機器の条件、操作法 -2

B. 検査手順

- 被験者を仰臥位にし、枕等を頸背部におき頸部を充分伸展させる。
- 頸部正中部に探触子をあて、横断走査で甲状腺全体を観察する。
- 両葉について横断走査、および縦断走査を行い、以下の項目について観察を行う。
 - － 甲状腺の内部正常、腫瘍の有無およびその性状
 - － 総頸動脈周囲や気管傍の観察、リンパ節の有無とその性状
 - － 甲状腺の大きさの計測または観察
 - － 甲状腺のエコーレベルの観察
 - － できれば甲状腺の血流状態についての観察を行う

甲状腺超音波検査の手技

A. 体位

- 被験者を仰臥位にし、枕等を頸背部におき頸部を十分に伸展させる。



B. 探触子の持ち方、圧迫、入射角について

- スムーズに観察するために、探触子のコードは肩にかける。
- ブレを少なくするため、探触子はできるだけ下部を把持する。
- 探触子は軽く把持し、手首の力を抜いてフェザータッチで操作し、ビームが皮膚に対して垂直に入るように配慮する

C. 観察範囲は広く

- 甲状腺においては、予想外の部位にも異所性に甲状腺が存在することもあり、できるだけ広く頸部全体を観察すべきである。



観察項目

A. 甲状腺全体の観察項目

1. 甲状腺の形状
2. 大きさ
3. 甲状腺の内部変化
4. 血流の状態

B. 結節性甲状腺腫の観察項目

1. 甲状腺結節(腫瘍)超音波診断基準に基づく
2. 周辺臓器との関係
3. 腫瘍内・外の血流状態
4. 組織弾性イメージング(エラストグラフィ)

A. 甲状腺全体の観察項目

1. 甲状腺の形状

- びまん性甲状腺腫のうち、単純性甲状腺腫、Basedow病、慢性甲状腺炎は、両葉共に腫大することが多い。
- 亜急性甲状腺炎や急性化膿性甲状腺炎は病変部が腫大することが多い。
- 慢性甲状腺炎では、甲状腺前面の凹凸不整を認めることがあり、峡部の肥厚が著明である。

A. 甲状腺全体の観察項目

2. 甲状腺の大きさ

- 甲状腺各径の測定
- 体積測定

各側葉体積＝
$$(a \times b \times c) \times 6/\pi$$

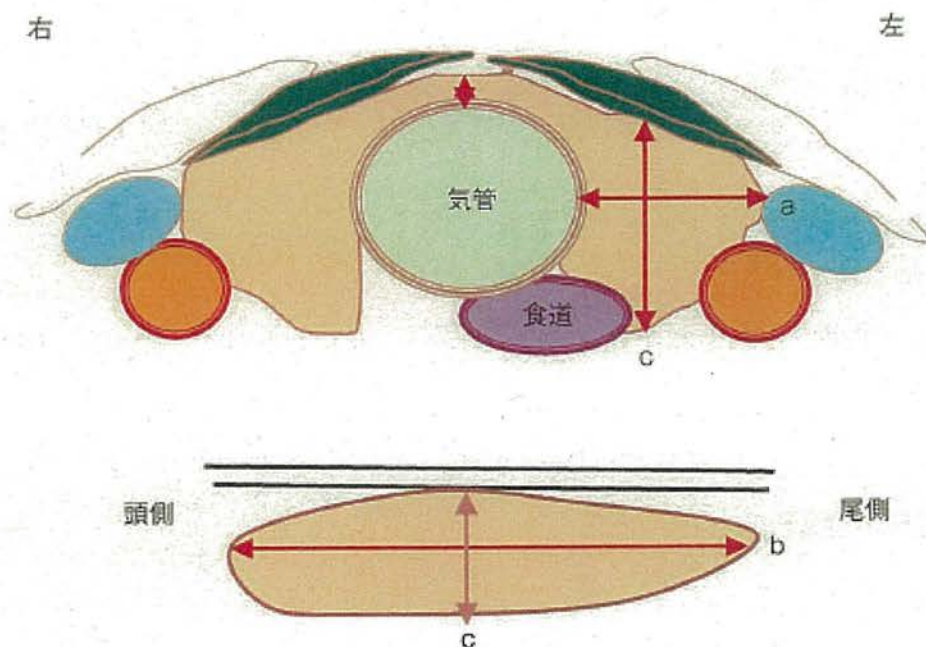


図1 甲状腺の計測（下側からの観察）

A. 甲状腺全体の観察項目

3. 甲状腺の内部変化

(エコーレベル、粗密差、均質性)

- エコーレベル低下の評価は、胸鎖乳突筋と同等以下のエコーレベルな場合、または顎下腺よりエコーレベルが低い場合をいう。
- エコーレベル：一般にBasedow病や慢性甲状腺炎の機能異常時には低エコーを呈する。

A. 甲状腺全体の観察項目

4. 血流状態

- 超音波ドプラ法などによる甲状腺全域の血流状態を評価する。
- その他に甲状腺動脈の血流速、血流量等を観察している施設もある。

甲状腺結節(腫瘤)超音波診断基準

	<主>				<副>	
	形状	境界の 明瞭性・性状	内部エコー		微細 高エコー	境界部 低エコー帯
			エコーレベル	均質性		
良性	整	明瞭 平滑	高～低	均質	(-)	整
悪性	不整	不明瞭 粗雑	低	不均質	多発	不整 無し

＜付記＞

1. 超音波所見として客観的評価の中から有用性が高い(明らかなもの)を「主」とした。また、悪性腫瘍の90%を占める乳頭癌において特徴的であるが、主所見に比べ有所見率の統計学的差異が低い所見を「副」とした。
2. 内部エコーレベルが高～等は良性所見として有用である。
3. 粗大な高エコーは良性悪性いずれにも見られる。
4. 所属リンパ節腫大は悪性所見として有用である。
5. 良性所見を呈する結節の多くは、腺腫様甲状腺腫、濾胞腺腫である。

6. 悪性所見を呈する結節の多くは、乳頭癌、濾胞癌、髄様癌、悪性リンパ腫、未分化癌である。

7. 良性所見を呈しうる悪性疾患は、微少浸潤型濾胞癌および10mm以下の微小乳頭癌・髄様癌・悪性リンパ腫である。

(1) 微少浸潤型濾胞癌は、良性所見を示すことが多い。

(2) 10mm以下の微小乳頭癌は、境界平滑で高エコーを伴わないことがある。

(3) 髄様癌は、甲状腺上極1/3に多く、良性所見を呈することがある。

(4) 悪性リンパ腫は、橋本病を基礎疾患とすることが多く、境界明瞭、内部エコー低、後方エコー増強が特徴的である。

- 8. 悪性所見を呈しうる良性疾患は、亜急性甲状腺炎、腺腫様甲状腺腫である。

(1) 亜急性甲状腺炎は、炎症部位である。低エコー域が悪性所見を呈することがある。

(2) 腺腫様甲状腺腫では、境界部低エコー帯を認めない場合や境界不明瞭なことがある。

甲状腺超音波診断ガイドブック
改訂にあたって
結節性甲状腺腫における診断の進め方

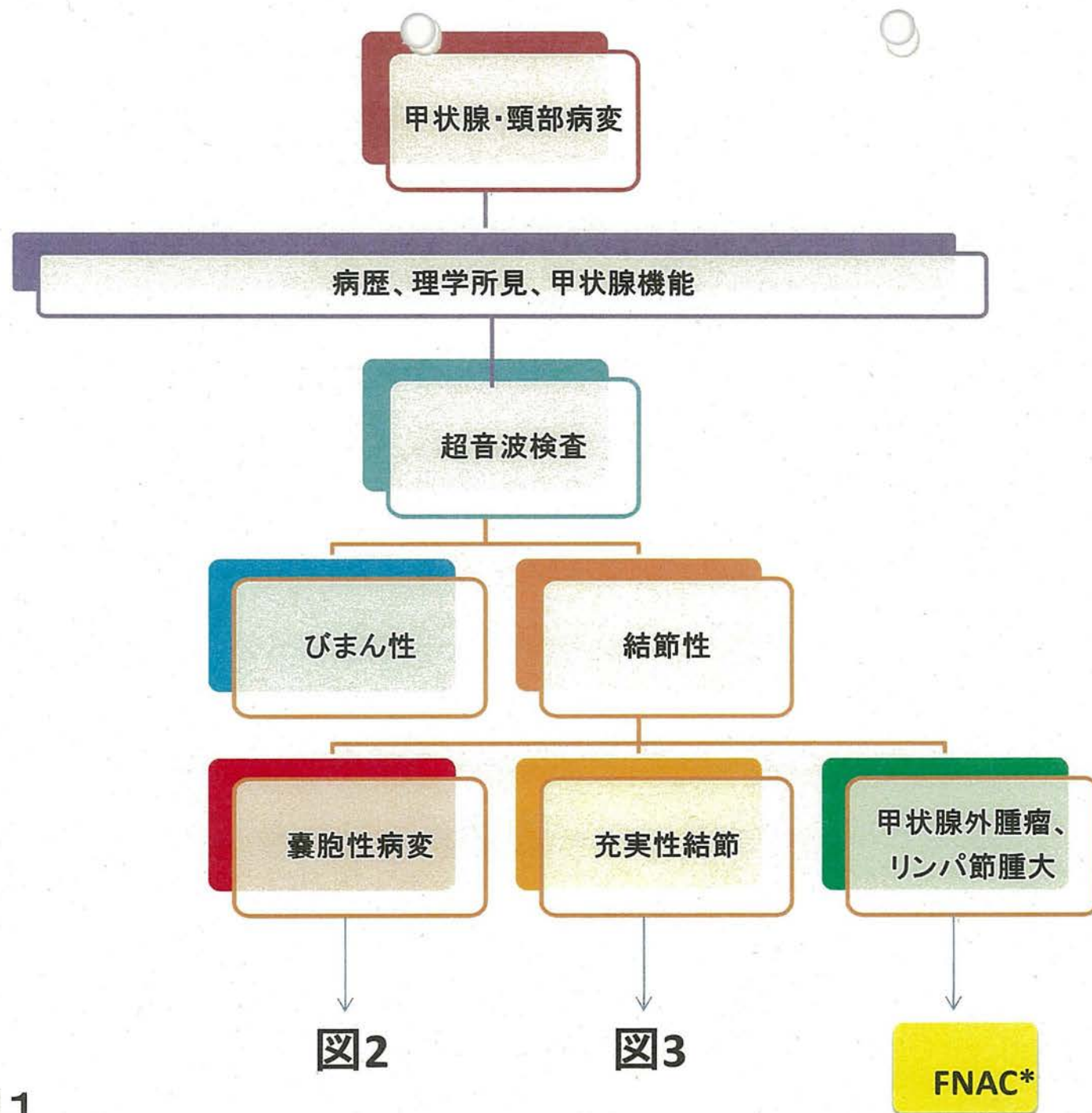


図1

*:副甲状腺を想定した際には穿刺しない

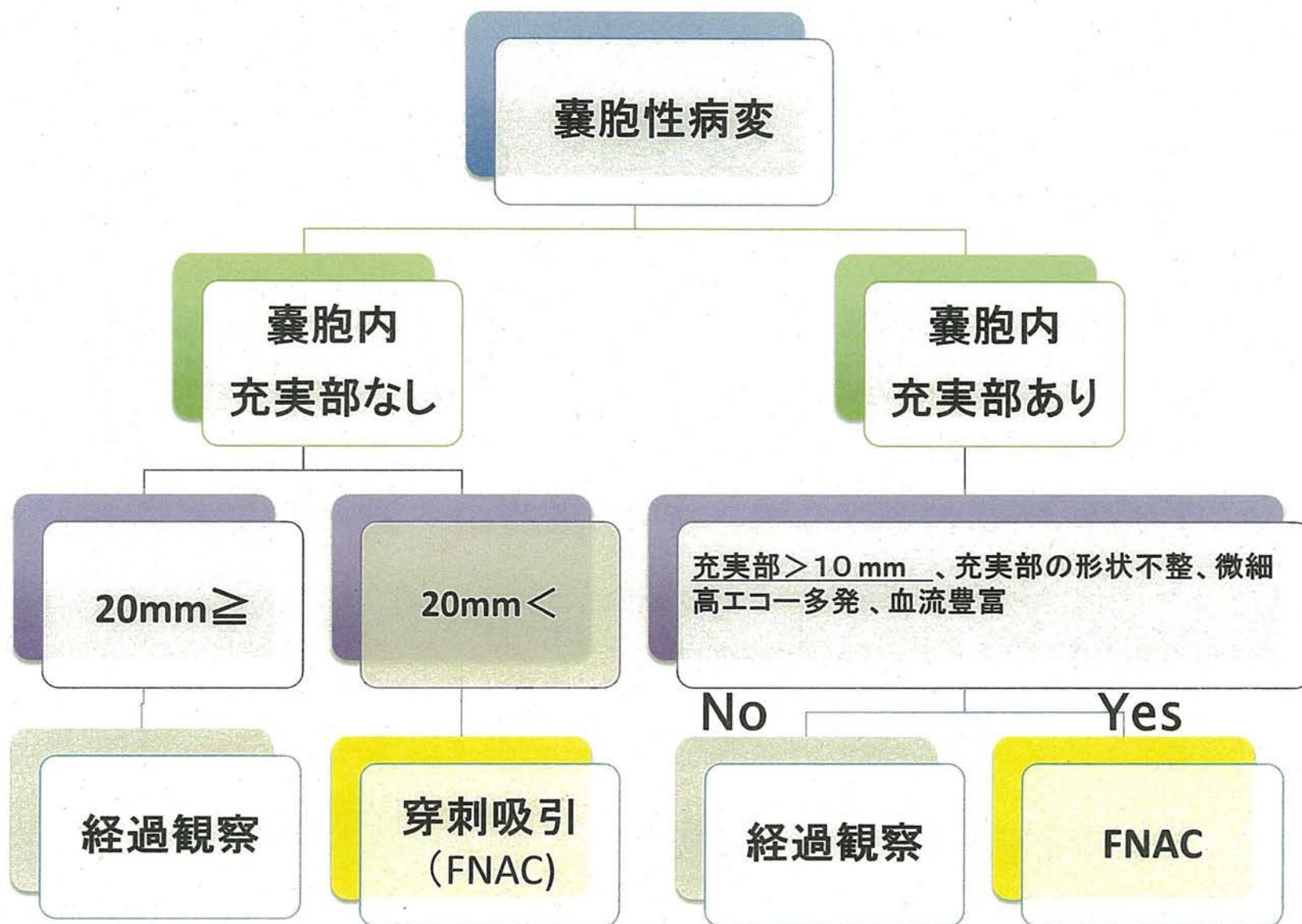
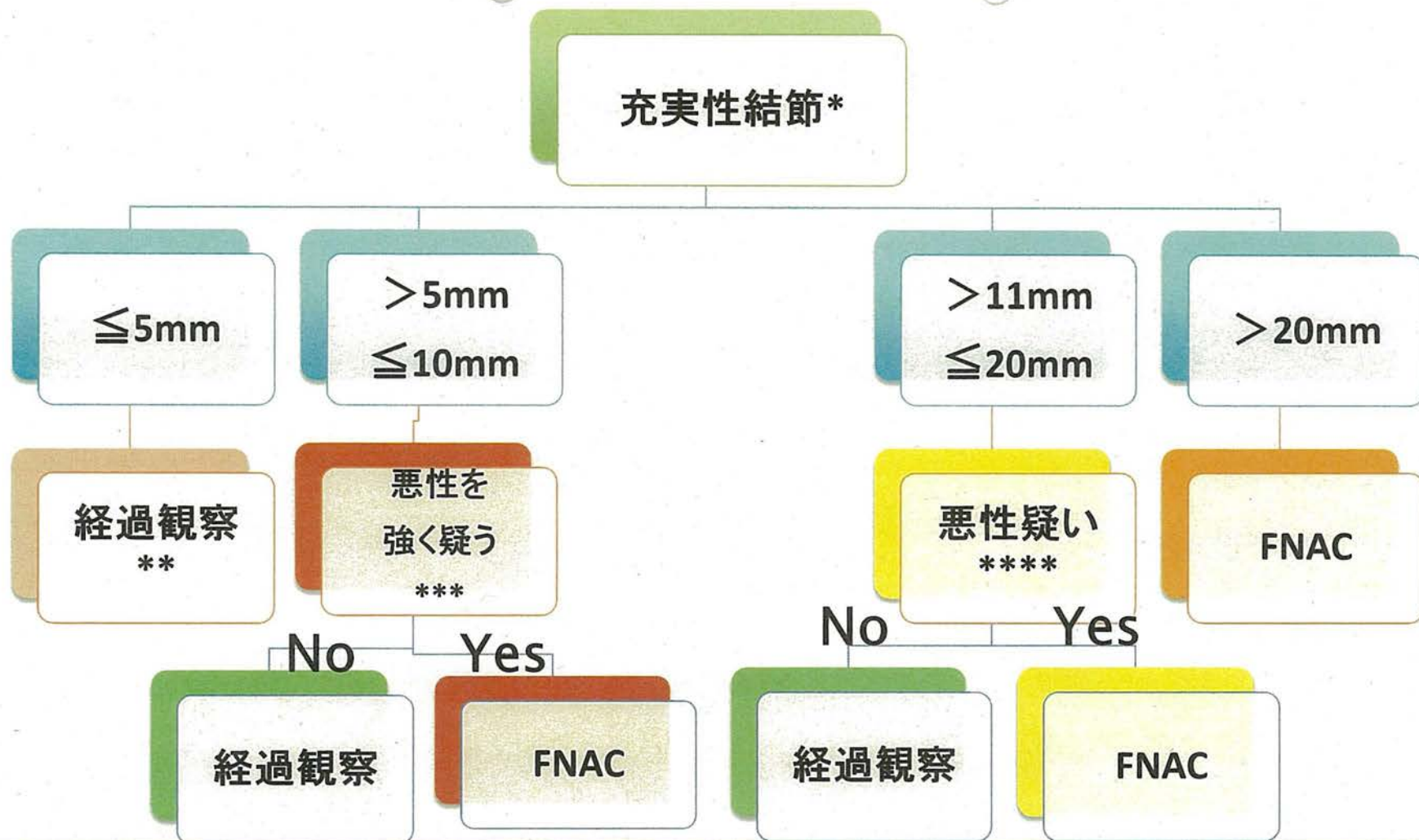


図2



*: 多発性結節に関しては、個々の結節に対し、嚢胞、充実性結節の基準に従う。しかし、spongiform patternやhoneycomb patternを呈するいわゆる過形成結節（腺腫様結節、腺腫様甲状腺腫）は、超音波のみで経過観察する。

**：頸部リンパ節転移や遠隔転移が疑われた場合やCEA、カルシトニンが高値であった場合には穿刺する

***：甲状腺結節超音波診断基準に照らし合わせて、悪性を強く疑う場合

****：甲状腺結節超音波診断基準に照らし合わせて、いずれかの所見が悪性であった場合やドプラモードで結節内への血流（貫通血管）を認めた場合

平成23年11月20日から、H23年度は17週(※年末年始を除く)
H24年度は50週(※GW、年末年始を除く)
H25年度は50週(※GW、年末年始を除く)
※対象者数(18歳以下)はH22.9.1現住人口より
(避難区域等市町村は市町村からの報告人数)

市町村番号	南相馬市	伊達市	川俣町	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	葛尾村	田村市	避難者(県内)合計	対象者数18歳以下	5チーム体制(週)	市3チーム町村2チーム体制(週)	市4チーム町村1チーム体制(週)
10 田村市	13				2	11	2	8	9	21	6,760	6,826	6,826	2.7	2.7	3.4
11 南相馬市	4,745				2	13		5	10			4,775	4,775	4.7	4.7	5.8
4 いわき市	136				732	689	28	289	105	3	3	1,985	63,462	30.0	30.0	37.6
2 会津若松市	184				51	56	1	943	25	10		1,270	23,975	39.6	46.0	49.5
3 郡山市	149				24	461	180	100	44	47	36	1,041	64,401	65.4	71.8	75.3
1 福島市	799				13	94	7	50	43	9	2	1,017	54,005	87.0	93.4	96.9
8 相馬市	389					7		20	2	3		421	7,208	89.9	96.3	100.5
9 二本松市	81				13	25		12	9		1	141	10,467	94.1	100.5	105.8
7 喜多方市	48					13		68	4			133	9,055	97.7	104.1	110.3
12 伊達市	66				3	13		12	2			96	11,360	102.3	111.7	116.0
5 白河市	28				3	18		12	16			77	12,169	107.1	119.8	122.1
6 須賀川市	32					14		7	10	5	1	69	15,387	113.3	126.0	128.2
13 本宮市	24					9		7	13		9	62	6,185	115.8	128.5	130.7
市計	6,694	0	0	0	843	1,423	218	1,533	292	98	6,812	17,913	289,275			
16 川俣町	22		2,153			2				2		2,179	2,179		2.2	4.4
48 三春町	3				2	68	1	3		93	42	212	3,300	市を終了してからでは、町村に先行検査が入れるのは、H25年度末頃となり、現実的ではない。	5.5	11.0
27 猪苗代町	35				2	12	4	2	84			139	2,815		8.3	16.6
34 会津美里町	16				108	4		8	2			138	3,824		12.1	24.2
23 南会津町	93					8		3	6			110	2,951		15.1	30.2
58 新地町	73				2			1	4			80	1,541		16.6	33.2
28 会津坂下町	46				2	2		6	7	5		68	3,154		19.8	39.6
17 大玉村	1					56		4		1		62	1,635		21.4	42.8
35 西郷村	12				1	14	4	5	4			40	3,965		25.4	50.8
41 塙町	7				4	5		4	7			27	1,690		27.1	54.1
26 磐梯町	24					3						27	653		27.8	55.4
49 小野町	2				3	8	4	2			8	27	1,937		29.7	59.3
39 柳倉町	8				2	2			7	1		20	2,964		32.7	65.3
38 矢吹町	1					9				9		19	3,270		35.9	71.8
14 桑折町	11				1			3	1			16	2,104		38.1	76.0
44 玉川村	5				5	4		2				16	1,386		39.4	78.8
18 鏡石町	13					2			1			16	2,592		42.0	84.0
43 石川町	7				4	1			2	1		15	2,887		44.9	89.8
24 北塩原村	6					2		3	3			14	553		45.5	90.9
25 西会津町	10					2						12	1,035		46.5	92.9
20 下郷町	4				6							10	992		47.5	94.9
47 古殿町	7							1				8	1,067		48.6	97.1
45 平田村	2				1	3						6	1,229		49.8	99.5
32 金山町	6											6	219		50.1	100.0
15 国見町	6											6	1,620		51.7	103.2
46 浅川町	1					2		2				5	1,323		53.0	105.9
53 川内村							4					4	4		53.0	105.9
22 只見町	1							3				4	710		53.7	107.3
59 飯館村	3											3	0		53.7	107.3
40 矢祭町	3											3	1,034		54.8	109.4
30 柳津町	3											3	590		55.4	110.5
50 広野町						2						2	1,066		56.4	112.7
42 鮫川村	2											2	696		57.1	114.1
37 中島村	2											2	1,033		58.2	116.1
36 泉崎村						1						1	1,253		59.4	118.7
19 天栄村	1											1	1,044		60.5	120.7
57 葛尾村												0	0		60.5	120.7
56 浪江町												0	0		60.5	120.7
55 双葉町												0	0		60.5	120.7
54 大熊町												0	0		60.5	120.7
52 富岡町												0	0		60.5	120.7
51 楢葉町												0	0		60.5	120.7
33 昭和村												0	126		60.6	121.0
31 三島町												0	202		60.8	121.4
29 湯川村												0	674		61.5	122.8
21 桧枝岐村												0	109		61.6	123.0
町村計	436	0	2,153	0	143	212	17	52	137	103	50	3,303	61,426	検査に要する週を累計で表示		
合計	7,130	0	2,153	0	986	1,635	235	1,585	429	201	6,862	21,216	350,701			
受入市町村数	46	0	1	0	23	35	10	29	26	13	9					

※避難先市町村数49

※市3チーム、町村2チーム体制(週):町村は61.7週で終了することから、当該2チームは市のチームに合流することとし、市において、郡山市からは5チーム体制で実施。
※市4チーム、町村1チーム体制(週):町村は123.2週で終了することから、当該1チームは市のチームに合流することとし、市において、伊達市からは5チーム体制で実施。

避難区域等からの避難先都道府県状況(甲状腺検査対象者数)

(避難区域等市町村は市町村からの報告人数)

都道府県番号		南相馬市	伊達市	川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	葛尾村	田村市	避難者合計
1	北海道	62	5				13		10			4	94
2	青森県	56	8	1		1	8		14	3	2	1	94
3	秋田県	112	17	1		3	14		5	2		2	156
4	山形県	669	95	7		9	26		18	17		3	844
5	岩手県	73	7	7		2	10	2	2		5		108
6	宮城県	758	29	10		7	30	2	29	21	1	3	890
7	福島県	7,130	11,053	2,153		986	1,635	235	1,585	434	201	6,862	32,274
8	東京都	316	17	6			187	13	103	63	6	18	729
9	神奈川県	238	12	2		25	111	18	63	46	2	19	536
10	千葉県	285	10	1		46	117	10	64	30		7	570
11	埼玉県	387	16	2		29	183	14	127	308	4	15	1,085
12	茨城県	282	2	2		47	115	7	60	50	1	8	574
13	栃木県	183	6	3		16	75	12	36	29		9	369
14	群馬県	166	10	1		12	30	8	31	17	1	9	285
15	山梨県	105		3		4	10		4	2		6	134
16	長野県	73	4			2	15	3	7	3	1		108
17	新潟県	630	51	4		39	149	10	115	91		8	1,097
18	富山県	8					8		1	10			27
19	石川県	19	1			1	9		8	2		1	41
20	福井県	38				3	17		12	1			71
21	愛知県	55	5			1	28		5	4	1		99
22	静岡県	36	6	1		34	16	2	15	13		5	128
23	岐阜県	12	3			1	4	2	3	4			29
24	三重県	8		2		2			2			4	18
25	大阪府	31	1	3			10	2	10	4			61
26	京都府	29	2				3		3	4			41
27	兵庫県	35	1				4		7	2		1	50
28	奈良県						5		3	3			11
29	滋賀県	8				3	2					4	17
30	和歌山県	5		4			1						10
31	鳥取県	7					1						8
32	島根県	19				1	3		4	5			32
33	岡山県	11	1				7	2	4			1	26
34	広島県	12					4		3				19
35	山口県	2				2	13					2	19
36	徳島県	3											3
37	香川県	3		5			1						9
38	愛媛県	8					6		3	1			18
39	高知県		2				3					1	6
40	福岡県	18				6	13		10	2			49
41	佐賀県	4	3				2					3	12
42	長崎県	9				3			1				13
43	熊本県	3					3			1			7
44	大分県	6				4	3		11	2			26
45	宮崎県	1					2		2			3	8
46	鹿児島県	3				2	2			5		1	13
47	沖縄県	7				3	6		2			4	22
	国外											1	1
	不明	365				83	37	16	3	29			533
	県内避難者	7,130	11,053	2,153	0	986	1,635	235	1,585	434	201	6,862	32,274
	県外等避難者	5,160	314	65	0	391	1,306	123	800	774	24	143	9,100
	合計	12,290	11,367	2,218	0	1,377	2,941	358	2,385	1,208	225	7,005	41,374
	受入市町村数	45	26	20	0	29	44	16	37	31	11	27	

※避難先都道府県
(福島県を除く)